

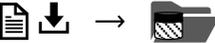
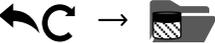
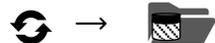
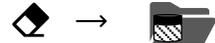
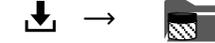
No	分類	用語	英語表記/英語表記略称	本書での定義	アイコン	リファレンス	Rev0.40 2020/3/31 リファレンス先での定義
1	全般	データ	Data	データとは、情報の表現であって、伝達、解釈または処理に適するように形式化され、再度情報として解釈できるもの。		ISO/IEC 2382-1,JIS X0001 情報処理用語-基本用語	A reinterpretable representation of information in a formalized manner suitable for communication, interpretation, or processing.情報の表現であって、伝達、解釈または処理に適するように形式化され、再度情報として解釈できるもの。
2	全般	データアイテム	data item	データ項目		[SOURCE: ISO 15022-1:1999] ISO/TS 13972:2015(en), 2.20	expression of a single data element or a composite data element represented in a specific format and identified by the preceding field tag
3	全般	データ値	Data Value	個々のデータの持つ値		ISO/IEC 25000:2005	content of data item
4	全般	データボディ	Data Body	1以上のデータの集合でメタデータを含まない。		No definition in ISO	
5	全般	データメンバ	Data Member	同一のメタデータに紐づくデータの集合		No definition in ISO and ITU	
6	全般	データ要素	data element	レコードを構成する、一つの単位として不十分とみなされるデータ、すなわち最小単位のデータ		・ISO 2146:2010(en), 3.4 ・コトバンク「データ要素」: < https://kotobank.jp/word/%E3%83%87%E3%8	・ basic unit of identifiable and definable data ・レコードを構成する、一つの単位として不十分とみなされるデータ、すなわち最小単位のデータ
7	全般	データレコード	Data Record	共通の識別子により関連づけられたデータメンバーの集合		ISO 18739:2016(en), 3.1.13	one or more data items treated as a unit within a data set
8	全般	メタデータ	Meta Data	データのうち、データの属性などを示すデータ。		ISO/IEC 11179-3:2013, 3.2.74	data that defines and describes other data
9	全般	ユニーク識別子	UUID	UUID (Universally Unique Identifier)で、一意にオブジェクトを示すもの。		ISO/IEC 23008-2:2017(en), 3.164	identifier that is unique with respect to the space of all universal unique identifiers
10	全般	グループ識別子	GUUID	複数の個人・法人を含む群に対し付されるIDで、複数の個人・法人が含まれる場合、一意に個人・法人を指定することはできない。		No definition in ISO and ITU (削除しては？ 使われていない)	
11	全般	個人識別子	PUUID	個々の個人・法人に対し付されるUUIDで、一意に個人・法人を指定するもの。		No definition in ISO and ITU	
12	全般	組織識別子	OUUID	組織、機関などに付されるIDで、一意に組織または機関を指定するもの。		No definition in ISO and ITU	
13	全般	identification/ID	identification/ID	識別子。コンピュータ、ネットワークなどでユーザや機器などを識別するための符号	Mac Address 	weblio: https://www.weblio.jp/content/ID	識別子。コンピュータ—ネットワークなどで、ユーザや機器を識別するための符号。通例、数字やアルファベットを組み合わせたものが用いられ、パスワードと組み合わせてログインする。
14	全般	トークンID	Token ID	元のIDそのものの流通にリスクが大きい場合に、代替する識別子として提供されるデータ	TOKEN 	No definition in ISO and ITU	
15	全般	顔認証ID	Face ID	デバイスのロック解除や閲覧しているWebサイト上の保存済のユーザIDやパスワード、クレジットカード情報などを自動入力する際に使われる顔の特徴データ		wiki「顔認識システム」: https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%A1%94%E8%AA%8D%E8%AD%98%E3%82%B7%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%A0	人を識別するために作成される、顔画像から目立つ特徴を抽出し圧縮された顔データ、および、その識別子

No	分類	用語	英語表記/英語表記略称	本書での定義	アイコン	リファレンス	リファレンス先での定義
16	全般	PWD	password	パスワード			
17	データ	データセット	Data Set	データボディ、メタデータの集いで、データセット自体にもメタデータが含まれる		ISO 8000-2:2018, 3.2.4	logically meaningful group of data
18	データ	データオーナーシップ	data ownership	データの利用権限（データに適法にアクセスし、その利用をコントロールできる事実上の地位、または契約によってデータの利用権限を取り決めた場合にはそのような権衡的な地位）		AIデータ契約ガイドライン	「データ・オーナーシップ」については現在のところ法的な定義がなく、必ずしも「データに対する所有権を觀念できる」という意味で用いられているわけではない。 むしろ、データが知的財産権等により直接保護されるような場合は別として、一般には、データに適法にアクセスし、その利用をコントロールできる事実上の地位、または契約によってデータの利用権限を取り決めた場合にはそのような権衡的な地
19	データ	越境データ	localization data	国境を越えて流通するデータのこと。 外国にある第三者へ個人データを提供する場合には、原則として、「外国にある第三者への個人データの提供を認める」という本人の同意を取得しなければならない（個人情報保護法 24 条）。外国にある者から個人データの提供を受ける場合、当該国の法律が適用され、当該国の法律に沿った対応が必要となる。		AI契約ガイドライン全体	越境データの留意点 a 外国にある第三者へ個人データを提供する場合:原則として「外国にある第三者への個人データの提供を認める」という本人の同意を取得しなければならない（個人情報保護法 24 条）。 b 外国にある者から個人データの提供を受ける場合:当該国の法律が適用され、当該国の法律に沿った対応が必要となる。
20	データ	パーソナルデータ	Personal data	個人に関するデータ。個人情報保護法に規定する「個人情報」に限らず、かつ個人識別性の有無に関わらず、位置情報や購買履歴など広く個人に関する情報を構成しうるデータ		AI契約ガイドライン全体	「パーソナルデータ」という言葉には現行法上の定義はないものの、「個人の属性情報、移動・行動・購買履歴、ウェアラブル機器から収集された個人情報を含み、「特定の個人を識別できないように加工された人流情報、商品情報等も含まれる」とされる。そのため、パーソナルデータには「個人情報に加え、個人情報との境界が曖昧なものを含む、個人と関係性が見出される広範囲の情報」が含まれる。このように、パーソナルデータの中には個人情報も含まれるものであり、その場合、法令に基づき適切に取り扱う必要があるものである。
21	データ	個人データ	Personal data individual data	個人情報のうち、紙媒体、電子媒体を問わず、特定の個人情報を検索できるように体系的に構成したもの（個人情報データベース等）に含まれる個人情報 個人情報を構成しうる全部または一部のデータ		・ https://www.hanshin-law.com/blog/cat54/post_196.html ・ ISO 22857:2013(en), 3.9	any information relating to an identified or identifiable natural person
22	データ	産業データ	Industry data	産業（モビリティ、ものづくり・ロボティクス、プラント・インフラ保安、バイオ・素材、スマートライフなど）に関わるデータ。個人情報を構成しない全部または一部のデータセット		No definition in ISO and ITU	
23	データ	保有個人データ	Retained personal data Retained individual data	個人データのうち、開示、訂正、消去等の権限を有し、かつ、6か月を超えて保有するもの	 保有個人データ (6か月以上)	No definition in ISO https://www.hanshin-law.com/blog/cat54/post_196.html	
24	情報	情報	Information	データセットと付帯情報(事実、事象、事物、過程、着想)および概念により構成され、対象物に対して一定の文脈中で特定の意味をもつもの		ISO/IEC 2382-1,JIS X 0001	"Knowledge concerning objects, such as facts, events, things, processes, or ideas, including concepts, that within a certain context has a particular meaning." 「事実、事象、事物、過程、着想などの対象物に関して知り得たことであって、概念を含み、一定の文脈中で特定の意味をもつもの」

No	分類	用語	英語表記/英語表記略称	本書での定義	アイコン	リファレンス	リファレンス先での定義
25	情報	個人情報	personal information	生存する個人に関する情報 生存する特定の個人を識別できる情報 ・個人識別符号が含まれるもの ・他の情報と容易に照合でき、その結果、特定個人を識別できることとなる情報も含む	 個人情報	<ul style="list-style-type: none"> 改正個人情報保護法（平成29年施行） https://www.hanshin-law.com/blog/cat54/post_196.html ISO/IEC 15944-5:2008, 3.103 	<ul style="list-style-type: none"> 改正個人情報保護法 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） 個人識別符号が含まれるもの <p>ISO/IEC 15944-5:2008, 3.103 any information about an identifiable individual that is recorded in any form.</p>
26	情報	特定個人情報	specific personal information	マイナンバー（個人番号）を含む個人情報	 特定個人情報 (マイナンバー)	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第2条（定義）第8項 個人情報保護委員会「個人情報」と「特定個人情報」の主な違い： <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/difference_koj> 	<ul style="list-style-type: none"> この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のもを含む。第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう
27	情報	匿名加工情報	anonymous processing information	匿名加工情報とは、個人情報保護法2条9項各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう	 匿名加工情報	AI契約ガイドライン全体 経済産業省「事業者が匿名加工情報の具体的な作成方法を検討するにあたっての参考資料」： https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/downloadfiles/tokumeikakou.pdf	匿名加工情報の制度は、本人の同意に代わる一定の条件下、パーソナルデータを自由に活用するために設けられたものであり、匿名加工情報を作成したときは、匿名加工情報の作成後遅滞なく、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならず（個人情報保護法36条3項）、また、匿名加工情報を第三者に提供するときは、①あらかじめ第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目およびその提供の方法について公表するとともに、②提供先の第三者に対して、提供された情報が匿名加工情報であることを明示しなければならない（個人情報保護法36条4項）。
28	情報	仮名化情報	pseudonymization information	追加データがないと個人を特定できないデータ。ただし、仮名化データは、匿名化データとは異なり、個人データなる。	 仮名化情報	GDPR 対応「GDPR匿名化と仮名化の違い」： < https://www.xn--gdpr-ev9g41r.net/gdpr/anonymous.html >	追加情報がないと個人を特定できない情報。ただし、「仮名化情報」は、匿名化情報とは異なり個人情報になる。
29	情報	要配慮個人情報	sensitive personal information	本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう	 要配慮個人情報	改正個人情報保護法（2017年5月30日施行） AI契約ガイドライン全体	
30	情報	PII/Personally Identifiable Information	Personally Identifiable Information/PII	個人を特定できる情報	 PII	ISO/IEC 29100:2011、および、改訂版ISO/IEC 29100:100 Amendment 1: 2018	personally identifiable information (PII): any information that (a) can be used to establish a link between the information and the natural person to whom such information relates, or (b) is or can be directly or indirectly linked to a natural person NOTE: The "natural person" in the definition is the PII principal (2.11). To determine whether a PII principal is identifiable, account should be taken of all the means which can reasonably be used by the privacy stakeholder holding the data, or by any other party, to establish the link between the set of PII and the natural person.
31	情報	PII オーナー	PII Owner	PII情報が関連付けられている個人（= PII Principal）		http://publib.boulder.ibm.com/tividd/td/ITPME/SC23-4789-00/en_US/HTML/pm1plm21.htm	PII 情報が関連付けられた個人
32	情報	PII プリンシパル（主体）	PII Principals	個人を特定できる情報（PII）に関係する自然人。すなわち個人情報の主体（本人）を指す。		ISO/IEC 29100:2011、および、改訂版ISO/IEC 29100:100 Amendment 1: 2018	PII principals provide their PII for processing to PII controllers and PII processors and, when it is not otherwise provided by applicable law, they give consent and determine their privacy preferences for how their PII should be processed.

No	分類	用語	英語表記/英語表記略称	本書での定義	アイコン	リファレンス	リファレンス先での定義
33	情報	PIIコントローラ (PII Controller)	PII Controller	PII処理の行われる理由(目的)及び方法(意味)決定するもの	 ※例である。他のアイコンも可	ISO/IEC 29100:2011、および、改訂版ISO/IEC 29100:100 Amendment 1: 2018	A PII controller determines why (purpose) and how (means) the processing of PII takes place. The PII controller should ensure adherence to the privacy principles in this framework during the processing of PII under its control (e.g., by implementing the necessary privacy controls). There might be more than one PII controller for the same PII set or set of operations performed upon PII (for the same or different legitimate purposes). In this case the different PII controllers shall work together and make the necessary arrangements to ensure the privacy principles are adhered to during the processing of PII. A PII controller can also decide to have all or part of the processing operations carried out by a different privacy stakeholder on its behalf. PII controllers should carefully assess whether or not they are processing sensitive PII and implement reasonable and appropriate privacy and security controls based on the requirements set forth in the relevant jurisdiction as well as any potential adverse effects for PII principals as identified during a privacy risk assessment.
34	情報	PIIプロセッサ (PII Processor)	PII Processor	PIIコントローラに代わってPII処理を実行し、またPIIコントローラの指示に従って動作し、規定のプライバシー要件を順守し、対応するプライバシーコントロールを実装するもの	 ※データ加工	ISO/IEC 29100:2011、および、改訂版ISO/IEC 29100:100 Amendment 1: 2018	A PII processor carries out the processing of PII on behalf of a PII controller, acts on behalf of, or in accordance with the instructions of the PII controller, observes the stipulated privacy requirements and implements the corresponding privacy controls. In some jurisdictions, the PII processor is bound by a legal contract.
35	情報	(PIIフレームワークにおける)第三者	3rd Party	PIIをPIIコントローラやPIIプロセッサから受け取ることができるが、処理はしないもの	 ※事業者アイコン	ISO/IEC 29100:2011、および、改訂版ISO/IEC 29100:100 Amendment 1: 2018	
36	情報	個人識別符号	personal identification code	直接的に氏名や住所などの個人情報を表していなくても、その情報単体で個人を特定できる情報のこと。「個人識別符号」には、以下のような情報が該当します。 ・身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号: DNA・顔・虹彩・声紋・歩行の動き・手指の静脈・指紋・掌紋 ・サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号: 旅券番号・基礎年金番号・免許証番号・住民票コード・マイナンバー・各種保険証などの公的な番号	 個人識別符号		
37	情報	能動的顔情報	Active Info	個人が自ら能動的に、本人認証等のために提供する顔画像情報	Active Info 	No definition in ISO and ITU	
38	情報	受動能動的顔情報	Passive Info	取得時の能動的意思決定の結果によらず、設置されたカメラ等によって取得された顔画像情報	Passive Info 	No definition in ISO and ITU	
39	事業モデル	アプリ事業者	app operators	アプリの開発・提供を行う事業者	 ※事業者アイコン	(none)	(none)
40	事業モデル	データ共有事業者	data sharing business operator	データを複数のユーザに対して共有する事業を営む事業者	 ※事業者アイコン		
41	事業モデル	データ処理事業者	data processing business operator	データ整形などの処理を行い複数のユーザに対して提供する事業を営む事業者	 ※データ加工アイコン		

No	分類	用語	英語表記/英語表記略称	本書での定義	アイコン	リファレンス	リファレンス先での定義
42	事業モデル	データ提供者	data presenter	データを提供する人	※任意。個人、事業者、病院など 		
43	事業モデル	データ取引市場運営事業者	data trading market business operator	データ取引市場事業を営む事業者	 ※任意		
44	事業モデル	データ利用者	data user	データの利用する人	事業者 店舗 ホテル 決済機関 		
45	事業モデル	データ取引市場	data trading market	データ保有者と当該データの活用を希望する者を仲介し、売買等による取引を可能とする仕組み（市場）。（価格形成・提示、需給マッチング、取引条件の詳細化、取引対象の標準化、取引の信用保証等の機能を担うことが想定される。）	 データ取引市場	総務省「データ取引市場等SWG取りまとめ概要」： < https://www.soumu.go.jp/main_content/000501156.pdf >	データ取引市場とは、データ保護者と当該データの活用を希望する者を仲介し、売買等による取引を可能とする仕組み（市場）
46	事業モデル	情報銀行	information bank	個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者（他の事業者）に提供する事業もしくは事業者		内閣官房IT総合戦略室「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめの概要」： < https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/data_ryutsuseibi/dai2/siryou1.pdf >	情報銀行（情報利用信用銀行）とは、個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者（他の事業者）に提供する事業
47	事業モデル	産業データ共有事業者	Industry data sharing operator	生産性向上特別措置法で認定される革新的データ産業活用事業者およびそれに類する事業を展開している事業者。	 ※事業者×コントローラ×データ	生産性向上特別措置法（2018.6.6施行）	生産性向上特別措置法では「革新的データ産業活用を実施しようとする事業者は、その実施しようとする革新的データ産業活用に関する計画（以下「革新的データ産業活用計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。」とされており、認定された事業者は、認定革新的データ産業活用事業者と呼ばれている。また、上記法律について、2018.10.2に「Connected Industries」東京イノベーション2017で発表された資料では「データ共有事業者の認定制度の創設、税制等による支援」と表記している
48	事業モデル	パーソナルデータストア/PDS	Personal Data Store/PDS	PDS（パーソナルデータストア、Personal Data Store）とは、他者保有データの集約を含め、個人が自らの意思で自らのパーソナルデータを蓄積・管理し、第三者への提供を含めその活用方法を自ら決定するための仕組み（システム）。運用形態としては、個人が設定するパーソナルクラウドや個人が保有するスマートフォン等の端末のローカルストレージでデータを蓄積・管理する分散型（Decentralized）と、事業者が設定するサーバまたはクラウドでデータストアサービスとして集中的にデータを蓄積・管理する集中型（Centralized）がある。	 PDSの利用するストレージ	データ流通環境整備検討会「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめ」平成 29 年 3 月	
49	事業モデル	サイネージ デジタルサイネージ	signage digital signage	表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体のこと。デジタルサイネージで広告を行う際、個人情報の取り扱いに注意が必要となる。		wiki: < https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%87%E3%82%B8%E3%82%BF%E3%83%AB%E3%82%B5%E3%82%A4%E3%83%8D%E3%83%BC%E3%82%B8 >	表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体のこと
50	事業モデル	物品	Product	物(もの) 品物(しなもの) 品(しな)		ISO 14452:2012(en), 2.32	good or service provided by the supplier
51	処理	ウェルカムメッセージ	welcome message	接続して最初にサーバから送られてくるメッセージ	 ※施設サイネージ	Weblio英和辞 典:< https://ejje.weblio.jp/sentence/content/%E3%82%A6%E3%82%A7%E3%83%AB%E3%82%AB%E3%83%A0%E3%83%A1%E3%83%83%E3%82%B8%E3%83%BC%E3%82%B8 >	接続して最初にサーバから送られてくるメッセージ
52	処理	生成	Creation	計測、観察、実験、事業などにより、データセットまたは、データセットを構成する要素(メタデータ、データボディ、メタデータ、データ値、デーはメンバ、データレコード)のデータ値を新たに生成すること。			

No	分類	用語	英語表記/英語表記略称	本書での定義	アイコン	リファレンス	リファレンス先での定義
53	処理	ストレージ	Storage	データセットおよびデータセットのデータを格納するストレージ			
54	処理	生成・保存	Creation & Store	データ値を新たに生成し、記憶媒体に保存すること。			
55	処理	加工	Modify	既存のデータセットを構成する要素(メタデータ、データボディ、メタデータ、データ値、データメンバ、データレコード)の持つデータ値を他のデータ値で置き換えること。(匿名加工?が該当、上記「更新」との違いを区別する必要があるか?)			
56	処理	更新	Update	既存のデータセットを構成する要素(メタデータ、データボディ、メタデータ、データ値、データメンバ、データレコード)の持つデータ値を他のデータ値で置き換えること。			
57	処理	削除	Delete	既存のデータセットからデータセットを構成する要素(メタデータ、データボディ、メタデータ、データ値、データメンバ、データレコード)を削除すること。			
58	処理	複写 コピー	Copy	既存のデータセットまたは、データセットを構成する要素(メタデータ、データボディ、メタデータ、データ値、データメンバ、データレコード)を他の記憶媒体に転写すること。電磁的媒体に限ら無い。			
59	処理	保存	Store	既存のデータセットまたは、データセットを構成する要素(メタデータ、データボディ、メタデータ、データ値、データメンバ、データレコード)を記憶媒体に保存すること。電磁的媒体に限ら無い。			
60	処理	読み取り	Read	既存のデータセットから、データセットを構成する要素(メタデータ、データボディ、メタデータ、データ値、データメンバ、データレコード)のもつデータ値を読み出すこと。			
61	処理	公開鍵	Public Key	公開鍵暗号(こうかいかぎあんごう、Public-key cryptography)とは、他人にはデータの内容が漏れないよう、暗号化と復号に別個の鍵(手順)を用い、暗号化の鍵を公開できるようにした暗号方式。鍵は公開鍵と秘密鍵があり、秘密鍵は本人だけが所有し、公開鍵は誰でも取得できるよう公開される		url:<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%85%AC%E9%96%8B%E9%8D%B5%E6%9A%97%E5%8F%B7>	
62	処理	秘密鍵	private key	秘密鍵とは、公開鍵暗号で使用される一対の暗号鍵の組のうち、相手方に渡したり一般に公開せず、所有者が管理下に置いて秘匿する必要がある鍵。		・コトバンク「秘密鍵」:<http://e-words.jp/w/%E7%A7%98%E5%AF%86%E9%8D%B5.html>	秘密鍵とは、公開鍵暗号で使用される一対の暗号鍵の組のうち、相手方に渡したり一般に公開せず、所有者が管理下に置いて秘匿する必要がある鍵。もう一方の鍵は公開して相手方が利用するもので「公開鍵」(public key)と呼ばれる。
63	処理	暗号化	encryption	データの内容を他人には分からなくするための方法のこと。		総務省情報セキュリティサイト: <https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/basic/structure/02.html>	暗号化とは、データの内容を他人には分からなくするための方法のこと。
64	処理	復号化	decode	暗号化され人が認識できないデータを、再度認識できるように復元すること			
65	契約・トラ スト	役務	Services	他のエンティティに対して行う種々の労働作業。サービス。		ISO 14937:2009(en), 3.24	supplies from an external source, needed for the function of equipment

No	分類	用語	英語表記/英語表記略称	本書での定義	アイコン	リファレンス	リファレンス先での定義
66	契約・トラ スト	契約	Contract	異なるエンティティ間において、意思表示が合致することによって成立する法律行為のこと。		ISO 6707-2:2017(en), 3.1.1	legally enforceable agreement to supply goods, carry out construction work and/or provide services
67	契約・トラ スト	承認	Authorization	一定の行為又は事実の存在を許諾又は肯定する行為		ISO/TR 14292:2012	granting privileges
68	契約・トラ スト	電子署名	Digital (Electronic) signature	電磁的記録（電子文書）に付与する、電子的な徴証であり、紙文書における印章やサイン（署名）に相当する役割をはたすもの。		電子署名及び認証業務に関する法律 ISO 14641:2018(en), 3.17	data which, when appended to a digital document (3.14), enable the user of the document to authenticate its origin and integrity (3.27)
69	契約・トラ スト	電子証明書	Digital certificate	「利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録その他の認証業務の用に供するものとして主務省令で定めるものをいう」		電子署名及び認証業務に関する法律 ISO/IEC 22425:2017(en), 4.1	public key information of an entity signed by the certification authority and thereby rendered unforgeable
70	契約・トラ スト	認証	Authentication	異なるエンティティにおいて、相手方の正当性を確認する行為		ISO 16484-5:2017(en), 3.2.7	the act of verifying identity
71	契約・トラ スト	認証局	certificate authority/CA	認証局（CA、Certificate Authority、Certification Authority）は、他の当事者にデジタル 公開鍵証明書 を発行する実体。		ISO/IEC/IEEE 8802-21-1:2018(en), 3.7	A trusted entity that issues and revokes public key certificates.
72	契約・トラ スト	契約類型	Contract type	①一方当事者が既存データを保持しているという事実状態が明確であるか否か、②複数当事者が関与して 従前存在しなかったデータが新たに創出されるか否か、そして③プラットフォームを利用したデータの共有か否かという観点からデータ契約が、①【データ提供型】、②【データ創出型】、③【データ共用型（プラットフォーム型）】、に整理される。		AI契約ガイドライン全体（データ編）	
73	契約・トラ スト	「データ提供型」契約	Data provision type contract	一方当事者から他方当事者へのデータの提供する時の契約。取引の対象となるデータを一方当事者（データ提供者）のみが保持しているという事実状態について契約当事者間で争いが無い場合において、データ提供者から他方当事者に対して当該データを 提供する際に、当該データに関する他方当事者の利用権限その他データ提供条件等を取り決めるための契約		AI契約ガイドライン全体（データ編）	
74	契約・トラ スト	「データ創出型」契約	Data creation type contract	「データ創出型」契約とは、複数当事者が関与することにより、従前存在しなかったデータが新たに 創出されるという場において、データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限について合意する場合を対象とする課題： 1）データ創出に複数の当事者が関与するが、利用権限の調整ルールが明確ではないこと 2）データの創出がなされる場合でも、その利用方法が必ずしも明確ではない場合が多いこと 3）個人情報およびプライバシー権に対する配慮		AI契約ガイドライン全体（データ編）	
75	契約・トラ スト	「データ共用型」契約	Data sharing type contract	プラットフォームを利用したデータの共有に関わる契約。複数の事業者がデータをプラットフォームに提供し、プラットフォームが当該データを集約・保管、加工または分析し、複数の事業者がプラットフォームを通じて当該データを共用するための契約		AI契約ガイドライン全体（データ編）	
76	契約・トラ スト	目的外利用禁止	unintentional use prohibited	利用時に明記された目的以外でデータを利用することを禁止すること		AI契約ガイドライン全体	

No	分類	用語	英語表記/英語表記略称	本書での定義	アイコン	リファレンス	リファレンス先での定義
77	その他	FIPPs (Fair Information Practice Principles:公正な情報取扱い諸原則)	Fair Information Practice Principles/FIPPs	FIPP(Fair Information Practice Principles)は、1974年のプライバシー法の中核、多くの米国の州、および多くの外国および国際機関の法律に反映されたフレームワークである。厳密な法的要件ではなく、利益とプライバシーの必要性とのバランスを取るための原則の枠組みである。FIPPsはいくつかの組織から提案され、その中身は異なる。IoTに関わる原則、データ取引に原則などがある。		FTC FIPP1	
78	その他	OECDの8原則	The OECD's Eight Principles	OECD8原則とは、経済協力開発機構（OECD）理事会で採択された「プライバシー保護と個人データの国際流通についての勧告」の中で挙げられている8つの原則。1980年9月に発表されたもので、日本を含む各国の個人情報保護の考え方の基礎になっている。 収集制限の原則 (Collection Limitation Principle) データ内容の原則 (Data Quality Principle) 目的明確化の原則 (Purpose Specification Principle) 利用制限の原則 (Use Limitation Principle) 安全保護の原則 (Security Safeguards Principle) 公開の原則 (Openness Principle) 個人参加の原則 (Individual Participation Principle) 責任の原則 (Accountability Principle)		http://e-words.jp/w/OECD8原則.html	プライバシー保護に関する国際標準のISO/IEC 29100ではOECD8原則を元に11条からなるプライバシー原則を定めている。日本の個人情報保護法にもOECD8原則の項目を反映した条文が記載されている。OECD8原則の具体的な項目は以下の通り。
79	その他	ご参考) 当事業者間の法律関係	(none)	プラットフォーム型においては、プラットフォームを中心に、データ提供者とデータ利用者が存在するため、契約関係としては、各データ提供者とプラットフォーム事業者間の契約関係と、各データ利用者とプラットフォーム事業者間の契約関係がそれぞれ存在し、各データ提供者と各データ利用者間にも、また、各データ提供者間もしくは各データ利用者間にも直接の契約関係が生じないのが通常であると考えられる		AI契約ガイドライン全体	
80	その他	サイバー空間	cyber space	主にコンピューターやネットワークによって構築された仮想的な空間のこと。現在であれば、インターネットが代表的なサイバー空間。	 ※施設サイネージ	・サイバー空間とは？意味・定義 ITトレンド用語 NTTコミュニケーションズ; < https://www.ntt.com/bizon/glossary/j-s/cyber-kukan.html >	主にコンピューターやネットワークによって構築された仮想的な空間のこと。現在であれば、インターネットが代表的なサイバー空間。
81	その他	フィジカル空間	physical space	インターネット等のサイバー空間と対比される、人やモノが存在する空間	 フィジカル空間		
82	その他	データ保護手法	data protection method	データを保護するために使われる手法			
83	その他	都市OS スマートシティOS	smart city operating system	スマートシティを実現するためのオペレーティングシステム			